

この書面を十分によくお読みください。

ダイワファンドラップオンライン投資一任契約の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しする書面です。)

ダイワファンドラップオンライン投資一任契約に関するご注意事項

- 投資一任契約とは、当事者の一方が、相手方から、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のため投資を行うのに必要な権限を委任されることを内容とする契約です。
- ダイワファンドラップオンラインは、投資一任契約に基づき投資される投資信託（以下、「対象投資信託」といいます。）に係る受益証券に投資する取引です。
- ダイワファンドラップオンラインの運用成績は、対象投資信託の価額変動に応じて変化します。したがって、契約資産の額（元本）が保証されるものではなく、これを割込むおそれがあります。また、運用による損益はすべてお客さまに帰属します。
- ダイワファンドラップオンラインは、当社の「オンライントレード・コンタクトセンター取扱規定」に定めるオンライントレード及び、「ダイワファンドラップオンラインサービス約款」に定めるダイワファンドラップオンラインWebサービス内において提供されるサービスです。

手数料など諸費用について

◆ファンドラップオンライン・フィー

ダイワファンドラップオンライン投資一任契約に係る料金（ファンドラップオンライン・フィー）を、下記料率表に基づき計算し、ダイワファンドラップオンライン投資一任契約書に定める計算期間毎に、お支払いいただきます。ファンドラップオンライン・フィーは「投資顧問料」と「取引等管理手数料」の2つから構成されます。

料率は年率、税込

ファンドラップオンライン・フィー合計			
	うち投資顧問料	うち取引等管理手数料	うち消費税
1.10%	0.21%	0.79%	0.10%

◆対象投資信託に係る費用

ファンドラップオンライン・フィーの他に、対象投資信託の信託報酬及び対象投資信託が投資対象とする他の投資信託の信託報酬を間接的にご負担いただきます。これら信託報酬の合計の純資産総額に対する料率は概算で 0.11%~0.34%（年率・税込）となります。（組入れ状況等によっては変動します。）

※その他、対象投資信託又は対象投資信託が投資対象とする投資信託につき、監査報酬、有価証券等の売買に係る手数料、資産を外国で保管する場合の費用等が発生しますが、これらについては運用状況等により変動するものであり、事前にその料率・上限額等を示すことができません。

※詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご確認ください。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

対象投資信託は、主として、国内外の株式、債券、リート（REIT）及び株式先物等派生商品を実質的な投資対象としますので、その基準価額はこれら実質的な投資対象の価格などに応じて大きく変動します。なお、これら実質的な投資対象のうち外貨建資産に関しては為替リスクも存在します。当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、円ベースでの価格下落要因となり、投資元本を割込むことがあります。

「為替ヘッジあり」は、為替ヘッジを行ないませんが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジに伴うコストが発生します。「為替ヘッジなし」は、為替ヘッジを行なわないので、為替レートの変動の影響を直接受けます。

有価証券の発行者等の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

対象投資信託に組み込まれた株式や債券等の発行者等の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって損失が生じる場合があります。

この契約はクーリング・オフの対象にはなりません

ダイワファンドラップオンライン投資一任契約には、金融商品取引法第 37 条の 6（書面による金融商品取引契約の解除条項）の規定の適用はありません。

1. 当社の概要

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 商号等 | 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号 |
| (2) 本社所在地 | 〒100-6752 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 |
| (3) 加入協会 | 日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、一般社団法人 日本STO協会 |
| (4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 | 当社は一般社団法人 日本投資顧問業協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより投資運用業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。 |
| (5) 資本金 | 1,000億円 |
| (6) 主な事業 | 金融商品取引業 |
| (7) 営業開始日 | 平成11年4月26日 |
| (8) 連絡先 | フリーダイヤル（本社）0120-010101 又はお取扱窓口までご連絡ください。 |

2. 運用の基本方針

ダイワファンドラップオンライン投資一任契約における運用の基本方針は、多様な資産クラスへの分散投資により、お客さまごとのリスク水準に応じた収益性の向上を目指して運用を行うことです。

3. 外部監査の状況

- ・財務諸表監査の有無：有
- ・財務諸表監査の概要
 - 監査人の名称：有限責任 あずさ監査法人
 - 財務諸表監査の対象事業年度：第31期（2022年4月1日から2023年3月31日）
 - 監査意見の類型（無限定適正意見）
 - ◇ 会社法第436条第2項第1号に基づく会計監査人監査
 - 財務諸表監査の対象事業年度：第31期（2022年4月1日から2023年3月31日）
 - 監査意見の類型（無限定適正意見）
 - ◇ 金融商品取引法第193条の2第1項に基づく財務諸表監査
- ・財務報告に係る内部統制の監査の有無：無

4. ダイワファンドラップオンライン投資一任契約の概要

ダイワファンドラップオンライン投資一任契約は、当社とお客さまとの間で金融商品取引法上の投資一任契約を締結し、同契約の対象となる運用資産につき、お客さまは当社に有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の全部を一任するとともに、この投資判断を実際の有価証券取引に結びつけるのに必要な権限（売買発注権限等）の全てを委任するものであり、具体的な契約内容等については、本書及びオンライントレード上に掲載するご提案の内容をご参照ください。

5. 租税の概要

個人のお客さまに対する課税は、以下によります。

- 投資信託の期中収益分配金は、配当所得として課税されます。

- 投資信託の解約・償還差益及び買取請求による譲渡益は、上場株式等の譲渡と同様に譲渡所得として取り扱われます。法人のお客さまに対する課税は、以下によります。
- 投資信託の買取請求による譲渡益は、所得税・住民税いずれについても源泉徴収・特別徴収はありません。法人税に係る所得の計算上、益金不算入制度が適用されません。
- 投資信託の信託の終了又は一部解約による収益分配金については、解約価額(償還価額)から受益者ごとの個別元本を引いた額に対して所得税の源泉徴収があります。住民税は特別徴収されません。

6. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業及び同条第4項の規定に基づく投資運用業であり、当社との間でダイワファンドラップオンライン投資一任契約をご締結いただく場合は、以下によります。

- ご契約に当たっては、オンライントレード内で、「ダイワファンドラップオンライン投資一任契約書」に必要事項を入力することによりお申込みいただきます。また振替決済口座の開設が必要となります。
- ご契約に当たっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、ご契約に応じられないこともあります。
- ご契約に当たっては、あらかじめオンライントレードの利用申込み手続を完了し、「報告書等電子交付の一括申込み」を申込みされている必要があります。
- ご契約いただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご契約に係る運用資産額の全部をお預けいただいた上で、当該ご契約に基づき当社が運用業務を行います。
- 当該ご契約に基づき当社が運用業務を行い、ファンドの売買等の取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書を電磁的方法によりお客さまにお渡しいたします。

7. 投資の方法及び取引の種類

- 当社は、投資判断者（後記第8項に規定します。）をして、「ダイワファンドラップオンライン投資一任契約」にて定めた運用スタイルに基づいて、個別運用の方法で投資判断及びその実行をなすものとします。
- 取引の種類（執行方法）は、以下のとおりとします。

対象投資信託の買付につきましては設定で行います。売付（換金）につきましては「ダイワファンドラップオンライン投資一任契約」にて定めた解約請求と買取請求のいずれかの方法で執行いたします。
- 運用スタイルとは、契約資産の運用に当たっての、「運用スタイルの種別」及び「投資対象の選択」の組み合わせによって決まる方針をいいます。このうち、運用スタイルの種別とは、リスク許容度及び収益性それぞれの重視度合いに応じた基本方針をいいます。また、「投資対象の選択」とは、投資の対象となりうる資産クラス及び契約資産に占める各資産クラスの割合の決定をいいます。
- 投資対象銘柄は株式投資信託とし、具体的銘柄は「ダイワファンドラップオンライン投資一任契約」に定めるものとします。

8. ダイワファンドラップオンライン投資一任契約に係る投資判断者 投資顧問事業部に所属する者

9. 投資判断の一任の範囲及び投資の実行に関する事項

- 投資判断に関する一任の範囲は、ご契約に係る運用資産に係る有価証券の価値等の分析に基づく投資判断の一切とします。
- 当社はその投資判断に基づく投資の実行（売買注文の発注及び運用）に関し、お客さまを代理してこれを行う権限の一切を委任していただくものとします。

10. ダイワファンドラップオンライン投資一任契約の終了について

- お客さまは、ダイワファンドラップオンライン投資一任契約（以下、本項において「本契約」という。）に定めた契約の有効期間中でも当社所定の方法により申出を行うことにより、本契約を終了することができます。この場合、お客さまの申出を当社が受理した日から終了の手続きを行い、契約資産の返還を行った日に本契約は

終了するものとします。ただし、お客さまは、契約締結日から3ヵ月後の応答日の前日までは、契約の終了の申出をなすことはできないものとします。

- 当社は、お客さまが本契約のいずれかの条項に違反した場合又は本契約のいずれかの債務の履行を怠った場合には、本契約を終了することができます。
- お客さまが死亡した場合又は非居住者となった場合は、当社がその事実を確認した時点で速やかに契約終了手続きを行い、資金を返還します。
- 当社は、お客さまに次に掲げる事由の一が生じた場合には、何ら催告することなく、本契約を終了することができます。
 - (1) 本契約の履行が不能になった場合。
 - (2) 支払の停止又は仮差押、仮処分、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があった場合。
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合。
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合。
 - (5) 反社会的勢力であることが判明した場合。
 - (6) ダイワファンドラップオンラインサービス約款第8条第2項に定めるダイワファンドラップオンラインWebサービスの終了の条件に該当した場合。
 - (7) ダイワファンドラップオンラインサービス約款第9条第2項に定める電子交付の終了の条件に該当した場合。
 - (8) その他本契約を継続しがたい重大な事由が生じた場合。

1 1. 個人情報の取扱い

■ 個人情報の利用目的

当社は、その行う投資一任契約に係る業務に関して取扱うお客さまの個人情報について、以下の利用目的の達成に必要な範囲内において取り扱います。また、お客さまご本人の事前の同意がある場合又は法令により許される場合でない限り、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、お客さまの個人情報を利用いたしません。

- (1) お客さまと締結するダイワファンドラップオンライン投資一任契約に基づくサービスの提供を行うため
- (2) お客さまに対し、運用結果、契約資産残高等の報告を行うため
- (3) その他、お客さまへの必要なご連絡を行うなど、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

■ 日本投資顧問業協会の苦情・相談窓口

日本投資顧問業協会は、金融庁の認定を受けた認定個人情報保護団体として、協会の個人情報の取扱いについてのご相談・苦情等をお受けしております。

【苦情・相談窓口】

一般社団法人 日本投資顧問業協会事務局 苦情相談室（個人情報担当）

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8 東京証券会館7階

電話番号：03-3663-0505

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）午前9時～午後5時